技能講習等における新型コロナウィルス感染症対策について

（公社）岐阜県労働基準協会連合会

　　◎新型コロナウィルス感染症にかかる緊急事態宣言を受け、標記について当連合会

では、以下の対応を行っています。

　受講者の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

　なお、当連合会においては、技能講習等法定講習の重要性に鑑み、会場が閉鎖

されない限り講習会は開催する予定です。

　また、緊急事態宣言の趣旨に沿って、お急ぎでない方の受講はご自身でご判断ください。

【受講者の皆様にお願いしていること】

１　　咳や発熱（37.5度以上）等、体調不良の場合は受講を見合わせてください。

　　　ご要望に応じ次回の講習への振替や返金等の配慮をさせていただきますので、

ご連絡をお願いします。

２　　会場内でのマスク着用

３　　会場に入る際の消毒液による手指消毒

【主催者が行っていること】

１　　使用する会場の指示に従い、定員を収容人数の２分の1程度としている

２　　定員人数に応じて、座席は一人1テーブル、もしくは隣との距離を充分に保つ

３　　受付時に受講者様の体温測定、手指消毒

４　　会場の机・いす・ドアノブ等のアルコール消毒

５　　会場の扉や窓を開けての換気の実施

６　　職員・講師のマスク着用、講師席にはシールドを設置

７　　実技講習は数グループに分けて小人数で実施

８　　会場入口に消毒液を設置し随時使用を呼びかけ

* 今後の状況等により、感染予防対策を強化、もしくは段階的に緩和する場合があ

りますのでご留意願います。